平成 23 年 4 月 1 日

# 加古川市バスケットボール協会 一般の部　加盟規定

## （目的）

第1条　　この規約は加古川市バスケットボール協会（以下、協会と称す）に加盟するチームが遵守しなければならない事項を定め、協会運営が円滑に行われることを目的とする。

## （チーム加盟登録）

第2条　　協会にチームとして加盟登録をしなければならない。

① 参加資格は、各大会に参加でき、本協会加盟規約を遵守できるチームとする。

② スポーツマンシップにのっとり、加古川市在籍・在勤するものが代表者となっているチームを加盟団体とする。

③ 登録をするチームは、５名以上で構成すること。（人数の上限は設けない）※男女別登録とする又、１８歳以下の者ばかりで構成されたチームの登録は認めない

④ 前年度、協会加盟登録チームについては、別に定めた「登録申請」の要件を満たした「登録申請書」を協会に提出し、チーム登録料及び、個人登録料を納付した上で、登録を完了とする。

⑤ 新たに協会に加盟するチームは、別に定めた「登録申請」の要件を満たした「登録申請書」を協会に提出し、チーム登録料及び、個人登録料を納付した上で、登録を完了とする。
※　登録証は年度始めの協会総会の時に交付するものとする。

⑥ 各選手の登録は、同一年度に複数のチームの構成員として登録することはできない。

⑦ 選手の追加登録は、大会抽選会終了時までに登録申請書に追記し、個人登録料を納付した上で登録を完了とする。抽選会終了後の追加は認めない。

⑧ チーム加盟金は、一チーム　５千円とする。

⑨ 個人登録料は、一人　５百円とする。

⑩ 登録の有効期限は１年間とし、１年毎に個人登録証を発行する。

⑪ 加古川市協会への登録は、兵庫県協会・日本協会の登録とは関係しない。

## （個人登録）

第3条　　協会に加盟する者は、チームとは別に個人登録を行わなければならない。

① 次のいずれかに該当する者は、個人登録を必要とする。

ａ，チームに所属し、大会に出場する者

１８歳以下の者を登録・ 参加させる場合は、保護者の承諾書を協会に提出し承認を受けなければならない。ただし、以下の者は、不可とする。

・高校生で、高体連に所属しているバスケットボール部員

・中学生以下（１５歳以下）の者

ｂ，チームに所属し、ヘッドコーチ、アシスタントコーチ、マネージャーを務める者

ただし、　ｂが選手兼任をしない場合は、登録費は発生しない。

② 個人登録をした者には、その証として個人登録証を交付する。
③ 個人登録証は、協会が主催する大会の出場資格を示すものとし、チーム及び個人は、別に定める大会規約に従って出場手続きをしなければならない。
④ 承認を受けた１８歳以下の選手は、各試合毎に１チーム２名までしかエントリー出来ない
⑤ 大会中、協会が必要と認め、個人登録証の提示を求めた場合、これを提示しなければならない。
⑥ 個人登録した者は、協会が行う次の各種事業で、協会からの依頼を受けた時は、協力するものとする。
ａ，協会が組織する理事会
ｂ，協会が関係する各種大会、日本リーグ（JBL、WJBL）及び、国際試合等の事業の委員会
ｃ，a 以外の委員で大会運営を補佐する委員会を設ける。（参加チームの有志により組織されたもの）
ｄ，主催又は後援等、協会が他より依頼を受けて行う事業の委員会
上記　ｂ，ｃ，の任期はその事業の期間
⑦ チーム間での移動・移籍は、年度内は認めない。
⑧ 不正な登録が発覚した場合は、常任理事会の下、登録抹消などの罰則を与える。

## （チーム代表者の責任）

第4条　　チーム代表者は、次の各項について責任を有するものとする。
① 総会及び臨時総会又は代表者会議、組み合わせ抽選会等、協会が招集する会議には必ず出席すること。但し、止むを得ず欠席する時は、チーム内の代理者が必ず出席すること。尚、登録期間中、無断欠席が 2 回あった場合は、常任理事会で審議し処分を決定する
② 協会および各委員会からの連絡事項、各会議での決定事項についてチーム内に周知徹底すること。
③ 大会中におけるチーム間のトラブル又は協会との間で調整又は調停を要する事態が生じた時は、その当事者と共に協会の常任理事又は担当責任者に申し出をし、共に解決に努めること。
④ チームを統率し、ルールの遵守に努めること。

## （コート主任の責任）

第5条　　コート主任の担当となったチームは、次の各項について責任を有するものとする。
① 登録されているチームメンバー（登録証）の確認
② 試合開始時、登録メンバーのベンチの人数の把握
③ 会場付近の駐車場の見廻り
④ 会場内のゴミや喫煙コーナーの見廻り
⑤ 常時、2 人以上で参加のこと
⑥ 協会が不十分とみなした場合は、次回も再びコート主任を行う。

平成 23 年 4 月 1 日

## （大会申込要項）

第6条　協会が開催する各大会に参加しようとするチームは、下記条項に従い参加申込をしなければならない。

① 協会が開催する各大会への参加は、協会の加盟チームに限って参加を認める。

② 未登録競技者及び二重登録競技者の大会参加は認めない。

③ 協会加盟チームは、別に定める「大会参加申込」の要件を満たした「大会参加申込書」を申込期日までに協会に提出し、申込を完了とする。

④ 協会主催の各大会における組み合わせ抽選会は、総会又は代表者会議の当日、会議終了後チーム代表者によって行う。ただし、抽選会のみの出席は認めない。
大会参加費は、抽選会席上で納入する事

## （大会運営）

第7条　大会運営は次の各項に従って行うものとする

① 規則は、**日本バスケットボール協会競技規則**による。

② 組み合わせ表、審判割り当て表記載の時刻は、試合開始予定時刻であり、前試合終了 10 分後に開始することを原則とする。ただし、試合進行状況によって、開始時刻は前後することもある。

③ 大会ベンチ入りできる者は次の者とする。
ａ，ゲームエントリー選手 18 名、コーチ 1 名、アシスタントコーチ 1 名、マネージャー2 名。
ｂ，上記の者は、個人登録証を必ず携帯し、これを怠った場合は大会に出場できない。
ｃ，コーチ、アシスタントコーチ、マネージャーは個人登録証を提示するものとする。
ｄ、子供（中学生以下）のベンチ入りは、原則認めない。

④ 各チームは協会規定のメンバー表用紙を用い、ゲーム開始 30 分前までに個人登録証と共に大会本部に提出し、協会印の捺印を受け、ゲームエントリーすること。

⑤ 個人登録証を他人に貸与及び譲渡してはならない。

⑥ ユニフォームは濃・淡色を用意し、組み合わせ表の上記（番号の小さい）及び左側チームが淡色とし、ベンチはオフィシャル席に向かって右側とする。
ユニフォーム内に着用のインナーに関しては、日本バスケットボール協会競技規則通りとする。
ユニフォームについても原則、日本バスケットボール協会規則通りとし、上下共同一デザインとすること。ただし、色や形について、ユニフォームを作成前に協会に相談する。

⑦ 第 1 試合のオフィシャルは、第 2 試合の両チームで行う。組み合わせ上記及び左側チームが前半、下記及び右側チームが後半を行う。以後は、前試合の敗者が担当する。尚、第 1 試合の審判、オフィシャル担当チームは予定時刻に開始できるよう責任を持ってあたること。

⑧ 審判は原則として、帯同審判とする。チーム代表者は帯同審判員に連絡を取り、試合は確実に消化させる。（帯同審判員の遅刻によりゲーム進行に支障が生じた場合は、制裁金５千円を課す）

⑨ 第８条の登録者以外への審判変更は原則として認めない。
ただし、止むを得ない事由により登録者以外の者に変更する場合は、必ず審判主任に届け出て、

許可を受けるものとするが、制裁金３千円を課す。

⑩ 各会場の注意事項（上足厳禁、禁煙、弁当殻、飲食、ジュース空き缶等）を遵守する。

⑪ 大会中の事故については、応急処置以外の責任は負えないので、各チームで処置する。

⑫ アマチュア・スポーツマンとして恥ずべき行為、また協会規約を個人・チームが違反した場合は、常任理事会の決定によって、出場停止を命ずる。

⑬ 棄権及び、審判、オフィシャルの義務を怠ったチームは、以下の制裁を課す。

ａ，いかなる場合の棄権でも、制裁金５千円を課す。但し、審判・オフィシャルの義務を遂行する。

ｂ，審判・オフィシャルの義務を怠った場合は、いずれの場合も制裁金５千円ずつを課す。

ｃ，棄権が 2 回あった場合は、次年度の加盟を認めない。

※　無断での棄権が 1 回でもあった場合は、これに相当する。

⑭ 試合当日、第 1 試合の両チーム及びオフィシャル担当チームは、開始時刻に試合が行えるように会場の設営等の準備を行う。

⑮ 試合当日、最終試合の両チーム及びオフィシャル担当チームは、試合終了後直ちに、会場内外の整理・清掃を行う。

⑯ 各大会の会場の設営・後片付け・運営は、参加選手、協会役員全員で行うことを原則とし、上記各項を遵守する。

## （帯同審判員の責任）

第8条　各チームは 3 名までの帯同審判員を登録しなければならない。登録された審判員は次の各項について責任を有する。但し、帯同審判員とは、第 8 条③項の各会議等の出席、講習会の受講をした者とする。

① 協会が主催する大会において、協会が割り当てたゲームの審判は必ず行うこと。

② 各ゲームの割り当てられた（帯同）審判員は、ゲーム開始第 1 試合は 30 分前に、第 2 試合以降は 1 時間前にレフリーシャツ、ズボン（黒色のスラックス、又は長ズボンで色は黒が望ましい）、笛を着用のうえ、大会本部にて、スコアシートの交付を受けて、ゲームが支障なく開始できるように努めること。

※　審判についての制裁金は、第７条⑧⑨に記載

③ 帯同審判員は協会が招集する次の会議・講習会等に出席し、技術の向上に努めること。

・ 審判実技講習会
・ ＴＯ講習会
・ その他

④ ゲーム中にトラブルが生じた時は、的確な判断を行い、トラブルの解決に努めること。
万が一解決が困難と判断した場合は、速やかに審判主任又は会場責任者に報告し、共に解決の努力をすること。

⑤ 上記各項について、その場で解決した場合でも、審判主任・会場責任者に必ず報告すること。

平成 23 年 4 月 1 日

## （大会スタッフの責任）

第9条　大会スタッフとは、加盟チームによる有志によって構成され、競技運営委員・競技審判委員・競技救護委員のことをいう。大会スタッフとなる者は次の各項について責任を有する。

① 第 3 条⑤項のａ～ｄの各委員会が行う会議には、その任務に当たる者は委員会活動の向上発展に努めること

② 各委員会の長はそれぞれ相互に連携し合い努力しあい、協会運営や活動の向上発展に努めること。

## （罰則）

第10条　この規約に万一違反した場合は、常任理事会の決定により厳重注意の他、その程度によっては、大会への出場停止又は除名等の処分を行うことがある。

※記載無きは、日本バスケットボール協会競技規則、ならびに、加古川市バスケットボール協会規約に準ずるものとする。

以上